

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 381 号）

### 〔学校設置計画書等行政文書部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 5 年 3 月 29 日）

#### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育長）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表 1 及び別表 2 に掲げる審査会の判断において「非公開妥当」と判断した部分を除いて公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

1 平成 30 年 4 月 14 日、審査請求人は、大阪府知事（請求書に記載された宛先は大阪府教育委員会）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、「A 小学校（仮称）設置計画書、同小学校設置認可申請書、認可申請書変更届など、B（学校法人 B を指す。以下「本件学校法人」という。）が A 小学校設置をめざして大阪府に提出していた書類、平成 26 年度大阪府私立学校審議会臨時会（27 年 1 月）会議資料」を求める行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 同月 17 日付けで、大阪府知事から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき権限を委任された大阪府教育長（以下「実施機関」という。）は、条例第 13 条第 1 項の規定により、（1）の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定の上、別表 1 及び別表 2 に掲げる「非公開とした部分」（以下「本件非公開部分」という。）を除き公開する内容の部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（2）の理由を付して、審査請求人に通知した。

なお、別表 1 は、条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とした情報を、別表 2 は、条例第 9 条第 1 号に該当するとして非公開とした情報を記載している。

また、本件請求のうち、条例第 17 条第 1 項の規定により第三者への意見照会を行うため、条例第 14 条第 2 項の規定により公開決定等の期間延長を行った「不動産鑑定評価書」及び「独立監査人の監査報告書」は、本件決定から除かれ、別途決定が行われている。

##### （1）行政文書の名称

ア A 小学校（仮称）に係る設置計画書及び同計画書添付資料（以下これらを「計画書等」という。）

- ・ 設置計画の概要
- ・ 施設の概要
- ・ 教職員組織
- ・ 学校設置に係る資金計画
- ・ 教育内容
- ・ 設置者の状況
- ・ 校具及び教具の明細表
- ・ 学校位置図
- ・ 最寄り駅までの距離がわかる地図

- ・校地の地積測量図
- ・運動場の面積を算出した資料
- ・校舎の配置図、各階平面図及び立面図
- ・新小学校建築事業費に係る見積書（平成 26 年 3 月 25 日付け）
- ・寄附行為
- ・評議員会議事録（平成 25 年 7 月 22 日付け）
- ・理事会議事録（平成 25 年 7 月 22 日付け）
- ・残高証明書
- ・新設小学校御寄付名簿
- ・収支計画・借入返済計画概要（平成 26 年 7 月 29 日付け）
- ・年度別事業収支（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度及び平成 33 年度）
  - ・負債償還計画書
  - ・図書リスト
  - ・給食実施計画
  - ・履歴事項全部証明書（法人登記）
  - ・理事会名簿
  - ・評議員会名簿
  - ・計算書類表紙
  - ・資金収支計算書（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・資金収支内訳表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・人件費支出内訳表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・消費収支計算書（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・消費収支内訳表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・貸借対照表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・固定資産明細表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・借入金明細表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・基本金明細表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）

イ A 小学校（仮称）に係る設置認可申請書及び同申請書添付資料（以下これらを「申請書等」という。）

- ・ A 小学校（仮称）設置認可申請書（平成 26 年 10 月 31 日付け）
- ・設置計画の概要
- ・施設の概要
- ・学則
- ・教職員組織
- ・学校設置に係る資金計画
- ・教育内容
- ・設置者の状況
- ・校具及び教具の明細表
- ・学校位置図

- ・最寄り駅までの距離がわかる地図
  - ・校地の地積測量図
  - ・運動場の面積を算出した資料
  - ・校舎の配置図、各階平面図及び立面図
  - ・新小学校建築事業費に係る見積書（平成 26 年 8 月 13 日付け）
  - ・寄附行為
  - ・評議員会議事録（平成 25 年 7 月 22 日付け及び平成 26 年 7 月 4 日付け）
  - ・理事会議事録（平成 25 年 7 月 22 日付け及び平成 26 年 7 月 4 日付け）
  - ・残高証明書
  - ・寄付申込書
  - ・印鑑証明書
  - ・印鑑登録証明書
  - ・振替受入明細票
  - ・新設小学校御寄付名簿
  - ・収支計画・借入返済計画概要（平成 26 年 10 月 28 日付け）
  - ・年度別事業収支（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度及び平成 33 年度）
  - ・負債償還計画書
  - ・資産予測（平成 26 年度末）
  - ・図書リスト
  - ・給食実施計画
  - ・理事長の履歴書
  - ・履歴事項全部証明書（法人登記）
  - ・理事会名簿
  - ・評議員会名簿
  - ・計算書類表紙
  - ・資金収支計算書（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・資金収支内訳表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・人件費支出内訳表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・消費収支計算書（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・消費収支内訳表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・貸借対照表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・固定資産明細表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・借入金明細表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
  - ・基本金明細表（平成 25 年度、平成 24 年度及び平成 23 年度）
- ウ A 小学校の設置に係る認可申請書変更届及び同変更届添付資料（以下これらを「変更届等」という。）
- ・A 小学校（仮称）の設置に係る認可申請書変更届（平成 27 年 8 月 21 日付け）
  - ・A 小学校（仮称）の設置に係る認可申請書変更届（平成 27 年 12 月 21 日付け）
  - ・学校設置に係る資金計画

- ・収支計画・借入返済計画概要（平成 27 年 12 月 21 日付け）
- ・資産予測（平成 27 年度末）
- ・各階平面図（変更前及び変更後）
- ・国有財産有償貸付合意書
- ・A小学校（仮称）の設置に係る認可申請書変更届（平成 28 年 7 月 14 日付け）
- ・全部事項証明書（土地登記）
- ・国有財産売買契約書
- ・A小学校（仮称）の設置に係る認可申請書変更届（平成 28 年 11 月 11 日付け）
- ・資産予測（平成 28 年度末）
- ・収支計画・借入返済計画概要（平成 28 年 11 月 10 日付け）
- ・負債償還計画書
- ・領収書
- ・工事請負契約書

エ 「（仮）A小学校」設置認可の取下げ（以下「取下げ」という。）

- ・「（仮）A小学校」設置認可の取下げについて（平成 29 年 3 月 10 日付け）

オ 平成 27 年 1 月 27 日大阪府私立学校審議会臨時会資料(以下「臨時会資料等」という。)

- ・資料 1（児童数確保の見込みについて）
- ・資料 2（覚書）
- ・資料 3（収支計画・借入返済計画概要（平成 27 年 1 月 6 日付け））
- ・年度別事業収支（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度及び平成 33 年度）
- ・資料 4（時間割案）

## （2）公開しない理由

- ・大阪府情報公開条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、学校法人の財務状況等の詳細な情報、学校運営に関する事項、法人代表者の印影等が記載されており、これらの情報を公にすると当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- ・大阪府情報公開条例第 9 条第 1 号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、個人の氏名、住所、印影等が記載されており、これらは個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

3 同月 23 日付けで、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消し及び当該情報の全部公開。

### 第四 審査請求人の主張要旨

本件決定は、条例第1条の趣旨に反する。

## 第五 実施機関の主張趣旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

### 2 本件の経過

#### (1) 公開請求

平成30年4月14日、審査請求人は、実施機関に対して、条例第6条の規定により、「A小学校（仮称）設置計画書、同小学校設置認可申請書、認可申請書変更届など、BがA小学校設置をめざして大阪府に提出していた書類、平成26年度大阪府私立学校審議会臨時会（27年1月）会議資料」について、本件請求を行った。

#### (2) 決定期間延長通知

実施機関は、審査請求人に対し、同月17日付けで、本件請求対象となる行政文書のうち、第三者への意見照会が必要となる、本件行政文書を除く文書について、条例第14条第2項の規定により決定期間の延長を通知した。

#### (3) 部分公開決定通知

実施機関は、同日付けで、本件行政文書について、条例第13条第1項の規定により本件決定をし、同日付けで審査請求人に対し通知した。

#### (4) 審査請求

実施機関は、本件審査請求を平成30年5月7日に受理した。

### 3 弁明の理由

実施機関は、本件行政文書について、条例第8条第1項第1号及び第9条第1号の規定に該当する情報として一部非公開とした。

#### (1) 条例第8条第1項第1号に該当する部分

条例第8条第1項第1号においては、法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）に該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる旨が規定されている。以下の本件請求の対象となる行政文書のうち実施機関が公開しないこととした部分について公開しないこととした理由を記載する。

#### ア 計画書等について

（ア）法人代表者の印影及び自署

本件学校法人及び本件行政文書に記載されているその他の法人の登記、契約等に用いる印影及び自署を公にすることにより、偽造等されるおそれがあり、財産に対し重大な影響を及ぼす可能性もあることから、本件学校法人及びその他の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられるため、非公開とした。

- (イ) 本件学校法人の取引先に関する情報（取引先名、取引先から本件学校法人へ提出された見積書の金額に該当する部分）、「残高証明書」のうち取引先金融機関に関する部分、「寄付者の一覧」のうち印鑑証明書に記載された会社法人等番号等の寄付者に関する情報、「新設小学校御寄付名簿」に記載の法人名及び団体名、寄付者番号、寄付の受付日、金額に該当する部分、「給食実施計画」のうち、委託予定業者に関する部分

本件学校法人の取引事業者、寄付者や委託予定事業者等関係者の名称等に係る情報及び金額に関する部分については、本件学校法人の公表されていない取引先等の具体的な情報であって、これらを公にすることで、本件学校法人、取引事業者、関係者に係る金融上、取引上、経営上の秘密などの経営ノウハウを明らかにすることとなり、その結果ノウハウを利用されるなど競争上の地位その他正当な利益を害するものと考えられるため、非公開とした。

- (ウ) 「学校設置に係る資金計画」及び「残高証明書」の金額に関する部分、「収支計画・借入返済計画概要（年度別事業収支を含む。）」における事業収入、事業支出、借入返済計画及び設定条件に関する部分、「負債償還計画書」の金額に関する部分、平成23年度から同25年度までの「資金収支計算書」「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」「消費収支計算書」「消費収支内訳表」「貸借対照表」「固定資産明細表」「借入金明細表」及び「基本金明細表」の中科目以下の金額（ただし、大科目により知り得る中科目以下の金額、補助金に係る中科目以下の金額は除く。）に関する部分

本件学校法人の具体的な収入・支出の内容や借入金額、借入先等の情報や具体的な財務状況が記載されている部分であり、これらを公にすることで、金融上、経営上の秘密などの経営ノウハウが明らかとなり、その結果ノウハウを利用されるなど競争に不利になり、競争上の地位その他正当な利益を害するものと考えられるため、非公開とした。

- (エ) 「評議員会議事録（平成25年7月22日付け）」、「理事会議事録（平成25年7月22日付け）」のうち、定期借地権を取得する年数の目処、学校経営に関する部分

本件学校法人の具体的な学校経営に関する計画が記載されている部分であり、これらの情報は学校経営に係る内容、法人の財務に関する詳細な情報、法人の経営方針に係る検討過程の情報であって、これらを公にすることにより、財務情報や経営上の秘密などの経営ノウハウが明らかとなり、その結果ノウハウを利用されるなど、競争上の地位や法人経営に対する不当な干渉となって、本件学校法人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられるため、非公開とした。

#### イ 申請書等について

- (ア) 法人代表者の印影及び自署、「寄付者の一覧」のうち印鑑証明書に押印された法人の印影

(1) ア (ア) と同じ。

(イ) 本件学校法人の取引先に関する情報（取引先名、取引先から学校法人へ提出された見積書の金額に該当する部分）、「学校設置に係る資金計画」のうち寄付金内訳の金額に関する部分、「残高証明書」のうち取引先金融機関に関する部分、「評議員会議事録（平成 26 年 7 月 4 日付け）」のうち取引先名に関する部分、「寄付申込書」のうち寄付申込者の情報及び寄付金額、印鑑証明書のうち会社法人等番号等の寄付者に関する情報、振替受入明細票の金額に該当する部分、「新設小学校御寄付名簿」の法人名及び団体名、郵便番号、住所、電話番号、寄付者番号、寄付の受付日、金額に該当する部分、「給食実施計画」のうち委託予定業者に関する部分

(1) ア (イ) と同じ。

(ウ) 「学校設置に係る資金計画」及び「残高証明書」の金額に関する部分、「収支計画・借入返済計画概要（年度別事業収支を含む。）」における事業収入、事業支出、借入返済計画及び設定条件に関する部分、「負債償還計画書」の金額に関する部分、「資産予測（平成 26 年度末）」のうち中科目以下の金額に関する部分、平成 23 年度から同 25 年度までの「資金収支計算書」「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」「消費収支計算書」「消費収支内訳表」「貸借対照表」「固定資産明細表」「借入金明細表」及び「基本金明細表」の中科目以下の金額（ただし、大科目により知り得る中科目以下の金額、補助金に係る中科目以下の金額は除く。）に関する部分

(1) ア (ウ) と同じ。

(エ) 「評議員会議事録（平成 25 年 7 月 22 日付け、平成 26 年 7 月 4 日付け）」、「理事会議事録（平成 25 年 7 月 22 日付け、平成 26 年 7 月 4 日付け）」のうち、定期借地権を取得する年数の目処、学校経営、本件学校法人の意思決定に関する部分

(1) ア (エ) と同じ。

#### ウ 変更届等について

(ア) 法人代表者の印影及び自署

(1) ア (ア) と同じ。

(イ) 「A小学校の設置に係る認可申請書変更届（平成 27 年 12 月 21 日付け）」のうち学校設置に係る資金計画の寄付金内訳の金額に関する部分、「A小学校の設置に係る認可申請書変更届（平成 28 年 11 月 11 日付け）」のうち学校設置に係る資金計画の寄付金内訳の金額に関する部分、「領収書」のうち金額、取引先金融機関に関する情報、「工事請負契約書」のうち請負代金の支払の金額に関する部分

(1) ア (イ) と同じ。

(ウ) 「A小学校の設置に係る認可申請書変更届（平成 27 年 12 月 21 日付け）」のうち学校設置に係る資金計画の変更内容で金額に関する部分、変更事由及び今後の対応に関する記載で本件学校法人の財務状況、賃借料及び寄付金に関する部分、学校設置に係る資金計画の金額に関する部分、「収支計画・借入返済計画概要（年度別事業収支を含む。）」における事業収入、事業支出、借入返済計画、設定条件、負債償還計画書の金額に関する部分、「資産予測（平成 27 年度末）」のうち中科目以下の金額に関する部分、「A小学校の設置に係る認可申請書変更届（平成 28 年 11 月 11 日付け）」のうち学校設置に係る資金計画の変更内容で金額に関する部分、変更事由及び今後の対

応に関する記載で金額、学校の財務状況に関する部分、「資産予測（平成 28 年度末）」のうち中科目以下の金額に関する部分、学校設置に係る資金計画の金額に関する部分、「収支計画・借入返済計画概要（年度別事業収支を含む。）」における事業収入、事業支出、借入返済計画、設定条件、負債償還計画書の金額に関する部分

(1) ア（ウ）と同じ。

(エ) 「A小学校の設置に係る認可申請書変更届（平成 27 年 12 月 21 日付け）」のうち入学金・施設費・教育充実費の変更に関する記載で本件学校法人の意思決定に関する部分、「A小学校の設置に係る認可申請書変更届（平成 28 年 7 月 14 日付け）」のうち、変更事由及び今後の対応に関する記載で本件学校法人の意思決定に関する部分

(1) ア（エ）と同じ。

エ 臨時会資料等について

(ア) 「資料 1（児童数確保の見込みについて）」問 7 ③・④のうち在校生分布が記されている同一市内にある小学校名、「覚書」のうち見積書に関する記載及び覚書の提出元である取引先名に関する部分

(1) ア（イ）と同じ。

(イ) 「資料 3（収支計画・借入返済計画概要（年度別事業収支を含む。））」における事業収入、事業支出、借入返済計画、設定条件、負債償還計画書の金額に関する部分

(1) ア（ウ）と同じ。

オ 取下げについて

(ア) 法人代表者の印影

(1) ア（ア）と同じ。

(2) 条例第 9 条第 1 号に該当する部分

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を定めている。また、条例第 9 条第 1 号で個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する情報が記録されている行政文書については、公開してはならないとしている。

本件においては、実施機関は、次の部分について非公開とした。

- ・代表者の履歴、生年月日、本籍、免許、資格、住所に関する部分
- ・本件学校法人理事、評議員及び監事の氏名、印影、自署、生年月日、住所に関する部分
- ・取引先の担当者等の氏名及び印影に関する部分
- ・寄付申込書の寄付申込者の情報に関する部分
- ・個人の寄付者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、生年月日、寄付金額
- ・印鑑登録証明書の住所、氏名、印影、生年月日、登録年月日及び印鑑登録を行った地区に関する部分

- ・振替受入明細票の個人の寄付者の情報に関する部分

上記の部分については、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報であることから非公開としたものである。

#### 4 結論

実施機関は、審査請求人により公開請求が行われた行政文書について、府の保有する情報は公開を原則とするとの条例の趣旨を踏まえつつ、情報を公にすることにより個人や法人等の正当な権利、利益を害する等の事態にならないよう配慮するため、大阪府情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申も踏まえて、慎重に検討を行ったものであり、本件決定は、条例等の規定に基づく非公開事由の要件に該当するものであり、審査請求人が主張する条例第1条の趣旨に反するとはいえず、実施機関の本件決定に違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

- 5 令和2年1月30日に開催した審査会において、実施機関から、弁明書に誤記があったため、次のとおり文言を削除したいとの申出があった。

- ・ 3（1）ア（イ）「印鑑証明書に記載された会社法人等番号等の寄付者に関する情報」
- ・ 3（1）ウ（ウ）「負債償還計画書の金額に関する部分」
- ・ 3（1）エ（イ）「負債償還計画書の金額に関する部分」

- 6 令和2年5月13日、実施機関は審査会事務局に対し、弁明書において、法人代表者の自署は条例第8条第1項第1号に該当すると主張していたが、条例第9条第1号に該当すると主張を変更する旨を申し出た。

審査会事務局は、同年9月18日に開催した審査会にその旨を報告した。

## 第六 審査会における調査

令和2年12月24日、審査会は、本件行政文書に係る本件非公開部分には、本件学校法人の財務状況に関する情報、運営に関する情報、取引先に関する情報が記載されていることから、条例第8条第1項第1号の該当性を審議するに当たり、条例第23条第4項の規定に基づき、本件学校法人に対し、これらの情報を公開されることにより生じる具体的な不利益の有無及びその内容について、意見陳述を求めた。

同3年2月19日、本件学校法人の口頭意見陳述が行われた。

本件学校法人から、「本件行政文書の公開は認められない。公開する理由や必要がない。学校法人は特殊な状況に置かれているため、公開されると学校法人に関係する方々や今後の学校法人の運営に支障を来す。」との陳述があった。

同月25日、審査会は、口頭意見陳述の内容が具体的ではなかったことから、条例第23条第4項に基づき、本件学校法人に対し、本件行政文書に係る本件非公開部分を公開されることにより生じる具体的な不利益の有無及びその内容について、同年3月12日必着で書面により回答することを求め、提出期限までに回答がない場合は、意見なしとして取り扱う旨を申し添えた。

上記求めに対し、本件学校法人から提出期限までに回答がなかったため、具体的な意見はないものとして取り扱うこととした。

## 第七 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことにより府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

### 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は条例第8条第1項第1号及び条例第9条第1号の規定に該当すると主張するため、以下、検討する。

#### (1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念で捉えられないものをいうものである。

「競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められる情報に該当するかどうかは、当該情報の内容のみでなく、事業者の性格、事業活動における当該情報の位置づけ等にも

十分留意しつつ、慎重に判断する必要がある。

例えば、府又は国等からの委託若しくは請負、又は、補助金等の支出に係る事業活動に関する情報、あるいは、法人等がその事業活動において法律、条例等を遵守しているかに関する情報などは、公的な性格の強い情報である。それゆえに、「競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められる情報に該当するかについては、特に慎重に判断する必要がある。

また、該当すると認められるためには、単に当該情報が通常他人に知られたいというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが客観的に認められることを要するというべきであり、上記認定は、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するのが相当である。

## (2) 条例第 8 条第 1 項第 1 号該当性について

前記第五 3 (1) のとおり、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とした情報は、別表 1 のとおりである。これらの情報は、前記 (1) アに該当すると認められるので、(1) イの該当性について検討する。

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項は、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」、同条第 2 項は、「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。」と定めている。また、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 1 条は、その目的を「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」と定めている。これらの条文から明らかなように、体系的な教育を組織的に行うことができるものとして、国公立の学校だけでなく、私人が設置する私立学校が認められている。

私立学校は、体系的な教育を組織的に行う以上、法令に従い国公立の学校と同水準の教育を行わなければならないが、一定の範囲内において、国公立の学校では行うことができない教育を行うことが認められている。私立学校が独自の教育を行うことにより、教育を受ける者にとっては、自らに相応しいと考える学校を選択することができ、私立学校の存在が認められることは教育の自由に資するといえる。また、単に教育を受ける者の個人的権利の保障を担うだけでなく、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する（教育基本法第 1 条）という役割も担っている。このように公共性を有すべき私立学校について、その公共性を確保・発揮させるために、法令による規制が加えられる一方、教育基本法第 8 条は、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と定めており、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）等により、私立学校への公費助成が行われている。

法令による規制についてみると、私立学校法により、私立学校の設置者となる法人として学校法人という特別の法人制度を設けるとともに、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条により、学校法人が私立の小学校を新たに設置するためには、都道府県知事の

認可を受けなければならないとされており、その認可要件については、法令の基準によるほか、各都道府県が地域の実情に応じて定める設置認可審査基準によることとされている。

大阪府は、当該審査基準として、「大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準」に、私立学校の責務、名称、立地、規模、教職員数、施設・設備等及び資産等並びに設置者の管理運営及び資格に係る認可要件を定めている。公共性が求められる私立小学校設置に係る本件行政文書が当該審査基準の要件を満たすものかについて、実施機関が府民の知る権利に応える要請は高いと考えられる。

このように、公開の要請が高い私立小学校に係る申請書等を始めとする本件行政文書について、その情報が公開されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが認められるかについては、特に慎重に判断する必要がある。

以下、非公開情報を次のアからエまでの種別に整理した上で、代表的な項目に係る考え方は本文に記し、個々の情報に係る判断は別表1に記載する。

#### ア 財務状況等に関する情報について

前記第五3(1)ア(ウ)のとおり、実施機関は、弁明書において、本件学校法人の具体的な収入・支出の内容や借入金額、借入先等の情報や具体的な財務状況(以下「財務状況等」という。)を公にすることで、金融上、経営上の秘密などの経営ノウハウが明らかとなり、その結果ノウハウを利用されるなど競争で不利になり、競争上の地位その他正当な利益を害するものと考えられると主張する。

以下、財務状況等に係る行政文書を3つの分類に整理した上で検討を行う。

#### (ア) 資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表(以下これら3つの書類を「財務三表」という。)について

財務三表は、平成17年4月施行の私立学校法の改正以降、私立学校法第47条第2項の規定により、私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされている財務書類である。

また、財務情報の公開要請に応えるため、学校法人が自発的にこれらを一般に公表している事例も少なくない。

このように相当広い範囲の利害関係人に閲覧させることが義務付けられ、自発的にも公表されることが少なくない財務三表について、その小科目や注記に記載された情報まで公開したとしても、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは、当然には認められない。

一方で、本件非公開部分まで公開することにより、本件学校法人について特に、その競争上の地位その他正当な利益を害することを裏付ける事情について、個別具体的な事情に即した主張立証は、実施機関又は本件学校法人のいずれからもなされていない。

そうすると、本件学校法人について、本件非公開部分に記載された情報を公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないため、条例第8条第1項第1号に該当せず、公開妥当である。

#### (イ) 人件費支出内訳表、借入金明細表、資金収支内訳表、消費収支内訳表、固定資産明細表及び基本金明細表(以下これら6つの書類を「財務内訳表等」という。)について

て

まず、人件費支出内訳表には、財務三表に記載されていない人件費の内訳金額に係る情報がある。これは、人件費の詳細な内容を明らかにしたものであり、本件学校法人の内部管理情報として秘密にしておくことが是認されるものであるため、条例第8条第1項第1号に該当するとともに、公開することにより本件学校法人の教員や職員の年収が推測されるおそれがあり、本項（3）及び（4）において後述する条例第9条第1号にも該当するため、非公開妥当である。

次に、借入金明細表には、財務三表に記載されていない利率、返済期限及び担保の情報がある。これらは、借入先金融機関との詳細な取引情報であって、本件学校法人の内部管理情報として秘密にしておくことが是認されるものであり、また、取引先としての金融機関名は下記イに記載のとおり、条例第8条第1項第1号に該当するため、非公開妥当である。

上記以外の財務内訳表等の情報については、本件非公開部分まで公開することにより、本件学校法人について特に、その競争上の地位その他正当な利益を害することを裏付ける事情について、個別具体的な事情に即した主張立証は、実施機関又は本件学校法人のいずれからもなされていない。

そうすると、本件学校法人について、本件非公開部分に記載された情報を公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないため、条例第8条第1項第1号に該当せず、公開妥当である。

(ウ) 収支計画・借入返済計画概要、負債償還計画書、学校設置に係る資金計画、年度別事業収支及び資産予測（以下これら5つの書類を「収支計画等」という。）について

まず、収支計画・借入返済計画概要及び負債償還計画書には、利率及び返済期間の記載があるが、前記（イ）記載のとおり、非公開妥当である。

次に、学校設置に係る資金計画には、寄付者内訳として、法人寄付者の代表者氏名及び個人寄付者の氏名の記載がある。

法人等がどこに寄付をしたかという情報は、寄付をする法人等の自治に関わる内部管理情報であり、公開することにより法人等の自治に対する不当な干渉が生じる可能性があり、法人等の正当な利益を害すると認められるため、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開妥当である。

続けて、個人寄付者の氏名は、後述の（3）及び（4）エのとおり、条例第9条第1号に該当するため、非公開妥当である。

上記以外の収支計画等の情報について、本件非公開部分まで公開することにより、本件学校法人について特に、その競争上の地位その他正当な利益を害することを裏付ける事情について、個別具体的な事情に即した主張立証は、実施機関又は本件学校法人のいずれからもなされていない。

そうすると、本件学校法人について、本件非公開部分に記載された情報を公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないため、条例第8条第1項第1号に該当せず、公開妥当である。

イ 取引先等に関する情報について

前記第五3（1）ア（イ）のとおり、実施機関は、弁明書において、本件学校法人の

取引事業者、寄付者や委託予定事業者等関係者の名称等に係る情報及び金額に関する部分を公にすることにより、本件学校法人、取引事業者、関係者に係る金融上、取引上、経営上の秘密などの経営ノウハウを明らかにすることになり、その結果ノウハウを利用されるなど競争上の地位その他正当な利益を害するものと考えられると主張する。

まず、法人等がどこに寄付をしたかという情報は、前記ア（ウ）記載のとおり、非公開妥当である。

次に、取引先についてみると、①取引先金融機関に関する情報、②本件学校法人の収支計画・借入返済計画概要について「十分に検討を重ねた結果、当該計画概要通りに事業収支及び借入返済が実行されると思われる。」と見解を記載した税理士に関する情報、③残高証明書をファクシミリ送信した会計事務所に関する情報、④給食の委託予定事業者に関する情報の4種類に分類される。

これら情報を検討するにあたり、本件審査請求人とは別の者から行われた本件請求と同じ内容の情報公開請求に対し、変更届等に添付された不動産鑑定評価書を作成した事業者が、条例第17条第1項の規定による意見照会を受け、作成者名等の公開を争って審査請求を行った事案に係る審査会答申（大公審答申第307号）が存在する。

当該答申の第六3（2）イに、「学校法人の当該学校設置の件に関しては、その経緯等から社会的関心は高いものがあるため、行政文書が公開されることにより、審査請求人が学校法人の土地取引に関与したという疑念を持たれ、風評被害が生じる可能性が高く、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという審査請求人の主張は、首肯できる。」との判断を行っている。

また、平成29年から令和4年までの本件学校法人に関する報道等についてみると、国有地の取引に関するものだけでなく、財務省の公文書改ざんに関するもの、設置認可申請に係る大阪府私立学校審議会の条件付き認可適当の答申に関するもの、本件学校法人が受けた補助金に関する刑事事件に関するもの、本件学校法人が運営する幼稚園に関するものなど、本件学校法人への批判や本件学校法人を取り巻く疑惑等、多方面にわたり、多数のものが見受けられる。

このような批判や疑惑等をはじめとする高い社会的関心と相まって、取引先が本件行政文書に記載されていることにより、本件学校法人の小学校設置計画に関与したという疑念を持たれ、風評被害が生じる可能性があり、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

よって、取引先等の法人名等は、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開妥当である。

続けて、新小学校建築事業費に係る見積書には、見積金額の内訳が記載されている。これは、見積者における営業上のノウハウといえるものであり、公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開妥当である。

なお、当該見積書には、見積総額も記載されている。これは、見積者における営業上のノウハウとまでいえるものではないため、条例第8条第1項第1号に該当せず、公開妥当である。

ウ 学校運営に関する情報について

前記第五 3 (1) ア (エ) のとおり、実施機関は、弁明書において、本件学校法人の具体的な学校経営に関する計画が記載されている部分を公にすることにより、財務情報や経営上の秘密などの経営ノウハウが明らかとなり、その結果ノウハウを利用されるなど、競争上の地位や法人経営に対する不当な干渉となって、本件学校法人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられると主張する。

しかし、本件非公開部分まで公開することにより、本件学校法人について特に、そのノウハウを利用されるなどして正当な利益を害することを裏付ける事情について、個別具体的な事情に即した主張立証は、実施機関又は本件学校法人のいずれからもなされていない。

そうすると、本件学校法人について、本件非公開部分に記載された情報を公開することにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないため、条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当せず、公開妥当である。

#### エ 印影に関する情報について

前記第五 3 (1) ア (ア) のとおり、実施機関は、弁明書において、法人の登記、契約等に用いる印影を公にすることにより、偽造等されるおそれがあり、財産に対し重大な影響を及ぼす可能性があるとして主張する。

確かに、法人等の印影を公にすると、印章偽造等による不正使用を誘発し、虚偽の書面作成が容易になるなど、法人等の正当な利益を害することが認められる。

よって、法人等の印影は、条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当し、非公開妥当である。

#### (3) 条例第 9 条第 1 号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。また、条例第 5 条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号はこのような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる

情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

#### (4) 条例第 9 条第 1 号該当性について

前記第五三（２）及び同六のとおり、実施機関が条例第９条第１号に該当するとして非公開とした情報は、別表２のとおりである。

ただし、実施機関は、個人の寄付者の寄付金額について、条例第９条第１号に該当するとして非公開としたが、寄付をした個人が識別され得る情報を非公開にすれば、条例第９条第１号の該当性を検討する個人情報ではなくなるため、寄付を受ける本件学校法人の法人情報として条例第８条第１項第１号の該当性を検討し、その判断を別表１に記載している。

また、別表２には第五六のとおり、実施機関が決定後に非公開理由を条例第８条第１項第１号から条例第９条第１号に変更したものを含めている。

これらについて、非公開情報を次のアからオまでの種別に整理した上で、代表的な項目に係る考え方は本文に記し、個々の情報に係る判断は別表２に記載する。

#### ア 本件学校法人理事長の情報について

本件行政文書には、本件学校法人理事長の情報として、住所、生年月日、本籍、免許、資格、署名、印影及び主な職歴が記載されている。このうち、学校法人理事長の住所は登記事項となっており、一般に何人も閲覧できる情報である。

よって、住所のうち登記事項と同じものについては、前記（３）ア及びイの要件は満たすものの、ウの要件は満たさないため、条例第９条第１号に該当せず、公開妥当である。

その余は、前記（３）ア、イ及びウの要件を満たし、条例第９条第１号に該当するため、非公開妥当である。

#### イ 本件学校法人理事長を除く本件学校法人理事の情報について

本件行政文書には、本件学校法人理事の情報として、氏名、生年月日、住所、署名及び印影が記載されている。これらは、前記（３）ア、イ及びウの要件を満たし、条例第９条第１号に該当するため、非公開妥当である。

#### ウ 本件学校法人評議員の情報について

本件行政文書には、本件学校法人評議員の情報として、氏名、生年月日、住所、署名及び印影が記載されている。これらは、前記（３）ア、イ及びウの要件を満たし、条例第９条第１号に該当するため、非公開妥当である。

#### エ 寄付者の情報について

本件行政文書には、寄付者の情報として、氏名、郵便番号、住所、電話番号及び印影が記載されている。個人がどこに寄付をしたかという情報は、寄付をした個人の思想に関する情報といえ、これらは、前記（３）ア、イ及びウの要件を満たし、条例第９条第１号に該当するため、非公開妥当である。

また、上記以外の情報として、寄付者の印鑑証明書に証明書発行自治体の情報が記載されている。

証明書発行の自治体の情報は、他の情報と結びつけることによって、寄付をした特定の個人が識別され得る可能性があるため、非公開妥当である。

#### オ 取引先担当者の情報について

本件行政文書には、取引先担当者の情報として、印影が記載されている。取引先担当者の情報は、当該個人がどこの組織に属しているかという情報であり、前記（３）ア、イ及びウの要件を満たし、条例第９条第１号に該当するため、非公開妥当である。

### ３ 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、池田 晴奈、井上 理砂子、小谷 真理、高橋 明男、中井 洋恵、丸山 敦裕